

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十一号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十二年広島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請書の様式及び申請等の方式) 第四条 (略) 2 (略) 一 十一 (略) 十一 省令第九条の十五の二の規定による病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されていることの認定申請 別記様式第十九号 十二―三十 (略) 三十一 法第六十九条の二第二項の規定による医療法人の報告 別記様式第三十九号 三十二 省令附則第五十一条及び省令附則第五十二条の規定による病院の精神病床又は療養病床の転換の届出 別記様式第四十号</p>	<p>(申請書の様式及び申請等の方式) 第四条 (略) 2 (略) 一 十一 (略) 十一 省令第九条の十五の二の規定による医師の宿直免除についての認定(国の開設する病院にあつては、承認)申請 別記様式第十九号 十二―三十 (略) 三十一 省令附則第五十一条及び省令附則第五十二条の規定による病院の精神病床又は療養病床の転換の届出 別記様式第三十九号</p>

別記様式第十九号中「認定」を「認許」に改める。

別記様式第三十九号を別記様式第四十号とし、別記様式第三十八号の次に次の一様式を加える。

様式第 39 号

医療法人の経営情報等報告書

年 月 日

広島県知事様

法 人 名

代表者氏名

年度の決算を終了したので、次の書類を添えて報告します。

経営状況に関する情報（病院、診療所）

職種別給与総額及びその人数に関する情報（病院、診療所）

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。